

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号））

改正案	現行
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の145.5、<u>12月に支給する場合には100分の165.5</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕 2・3 〔略〕</p>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の145.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕 2・3 〔略〕</p>

第2条による改正（墨田区長等の給料等に関する条例）

改正案	第1条による改正後
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の155.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕 2・3 〔略〕</p>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の145.5、<u>12月に支給する場合には100分の165.5</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕 2・3 〔略〕</p>

付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の墨田区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の墨田区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。